

Quality

クオリティ

- 1** 万一のとき、**最高9億円**の大型保障を確保することができます。
- 2** **最短5年～最長100歳**まで
ニーズに応じた保険期間をお選びいただけます。
- 3** 急な資金ニーズには、期間の経過に応じた解約返戻金を
ご活用いただけます。

【ご契約例】

性別・年齢：男性・50歳 保険期間／保険料払込期間：90歳満了 保険金額：1億円 年払保険料：2,460,300円

※イメージ図



※商品パンフレット上の保険料などの数値は、資料作成時を計算基準日としています。

●保険金のお支払事由・金額

万一のときにお支払いする保険金およびお支払額は、下記のとおりとなります。

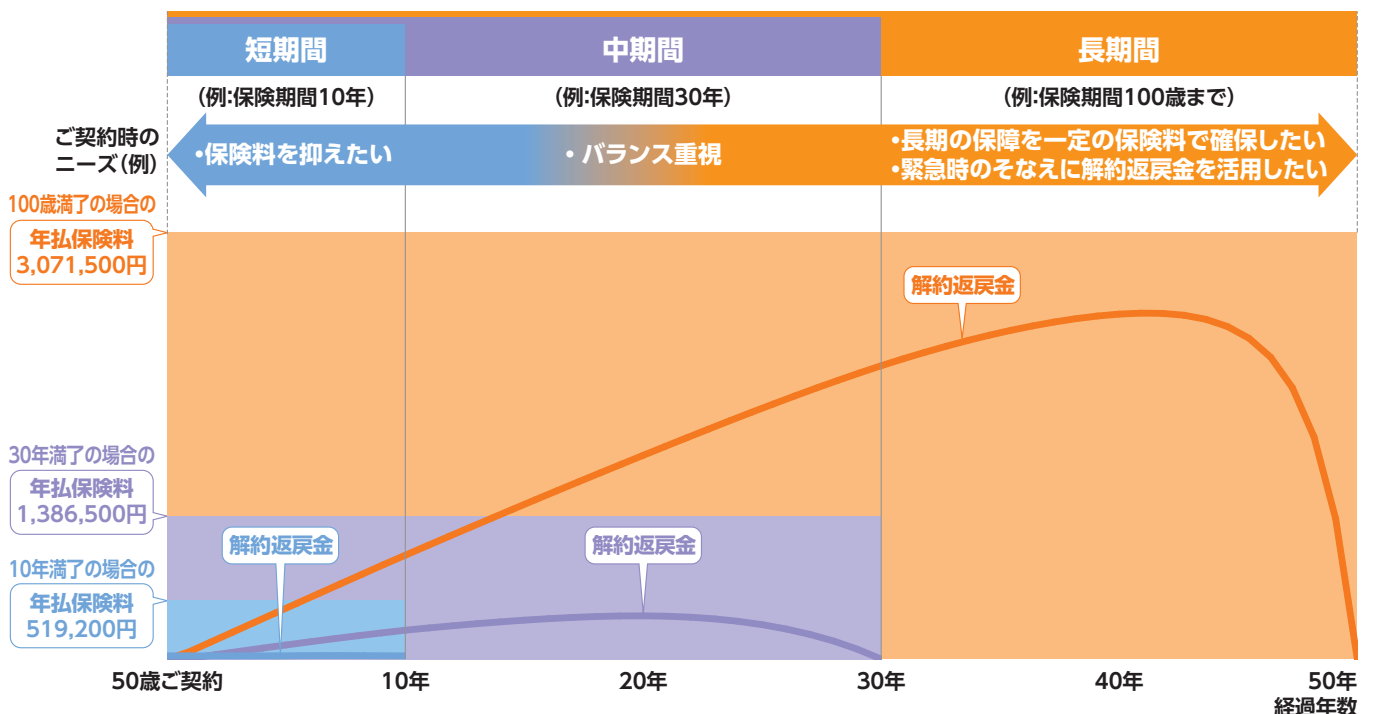
| お支払事由 | お支払いする保険金 | お支払額 |
|------------------|-----------|------|
| 死亡されたとき | 死亡保険金 | 保険金額 |
| 所定の高度障害状態になられたとき | 高度障害保険金 | |

※保険金をお支払いしたときは、ご契約は消滅します。また、死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。

●保険期間と保険料

最短5年から最長100歳まで保険期間をお選びいただけます。

[ご契約条件] 50歳男性 保険金額:1億円 保険料払込方法:年払



※保険期間が年満了の場合、ご契約は80歳まで自動更新されます。

※解約返戻金は期間の経過に応じて増加しますが、その後減少し、最終的にはなくなります。

割引

保険金額が高額になるほど、保険料は割引かれます。

高額割引制度をご活用いただけます。

保険金額が3,000万円以上で保険料が割引となります。

※保険金額を変更した場合、変更後の保険金額に対して高額割引制度を適用します。

| 〈保険料〉 | 〈保険金額〉 |
|-------|---------------------|
| 割引 | 3,000万円未満 |
| さらに割引 | 3,000万円以上～5,000万円未満 |
| | 5,000万円以上 |

●ご契約例の推移(P1のご契約例の場合)

(単位:円)

| 経過年数 | 年齢 | 死亡・高度障害保険金 | 保険料累計額 A | 解約返戻金額 B | 単純返戻率 (B/A) | 損金保険料 | 資産計上額 |
|------|-----|------------|-------------|-------------|----------------|-----------|------------|
| 1年 | 51歳 | 10,000万 | 2,460,300 | 1,420,000 | 57.71% | 984,120 | 1,476,180 |
| 5年 | 55歳 | 10,000万 | 12,301,500 | 9,400,000 | 76.41% | 984,120 | 7,380,900 |
| 8年 | 58歳 | 10,000万 | 19,682,400 | 15,260,000 | 77.53% | 984,120 | 11,809,440 |
| 9年 | 59歳 | 10,000万 | 22,142,700 | 17,180,000 | 77.58% | 984,120 | 13,285,620 |
| 10年 | 60歳 | 10,000万 | 24,603,000 | 19,080,000 | 77.55% | 984,120 | 14,761,800 |
| 15年 | 65歳 | 10,000万 | 36,904,500 | 27,830,000 | 75.41% | 984,120 | 22,142,700 |
| 20年 | 70歳 | 10,000万 | 49,206,000 | 35,730,000 | 72.61% | 2,460,300 | 23,618,880 |
| 40年 | 90歳 | 10,000万 | 98,412,000 | 0 | 0.00% | 4,822,188 | 0 |

※上記は各契約応当日の前日時点の数値です。

※最高解約返戻率は77.58%です。

参考 経理処理(法人契約の場合)

●ご契約形態

| ご契約者 | 被保険者 | 死亡保険金受取人 |
|------|------|----------|
| 法人 | 役員 | 法人 |

●保険料の経理処理

[例] 70% < 最高解約返戻率 ≤ 85% 保険期間:40年 年払保険料:2,500,000円 の場合

保険期間の当初4割に相当する期間(1年目～16年目)

保険料の3/5を前払保険料として資産計上し、
残額については損金算入します。

| | 借方 | | 貸方 |
|-------|------------|-------|------------|
| 定期保険料 | 1,000,000円 | 現金・預金 | 2,500,000円 |
| 前払保険料 | 1,500,000円 | | |

保険期間の当初4割経過後～3/4に相当する期間(17年目～30年目)

保険料の全額を損金算入します。

| | 借方 | | 貸方 |
|-------|------------|-------|------------|
| 定期保険料 | 2,500,000円 | 現金・預金 | 2,500,000円 |

保険期間の残り1/4に相当する期間(31年目～40年目)

保険料の全額を損金算入するとともに、当初4割相当期間に資産として計上した前払保険料の累計額を、残余期間の経過に応じて均等に取崩し、損金算入します。

| | 借方 | | 貸方 |
|-------|------------|-------|------------|
| 定期保険料 | 4,900,000円 | 現金・預金 | 2,500,000円 |
| | | 前払保険料 | 2,400,000円 |

※関係法令:法人税基本通達9-3-5、9-3-5の2

●10年目に保険金を受取った場合の経理処理

前払保険料として資産に計上した額を取崩し、保険金との差額は雑収入として益金に算入します。

[例] 死亡保険金:100,000,000円

10年目までの前払保険料:15,000,000円

| | 借方 | | 貸方 |
|-------|--------------|-------|-------------|
| 現金・預金 | 100,000,000円 | 前払保険料 | 15,000,000円 |
| | | 雑収入 | 85,000,000円 |

●10年目にやむを得ず中途解約された場合の経理処理

前払保険料として資産に計上した額を取崩し、解約返戻金との差額は雑収入として益金(あるいは雑損失として損金)に算入します。

[例] 10年目の解約返戻金:19,000,000円

10年目までの前払保険料:15,000,000円

| | 借方 | | 貸方 |
|-------|-------------|-------|-------------|
| 現金・預金 | 19,000,000円 | 前払保険料 | 15,000,000円 |
| | | 雑収入 | 4,000,000円 |

税務についてはパンフレットP4の注意事項を必ずご確認ください。

●お取扱いについて

| | |
|------------------|--|
| ご契約年齢 | 15歳～80歳 |
| 保険期間／ 保険料払込期間 | 年満了:5年、10年～34年満了 歳満了:55歳、60歳、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、100歳満了 |
| 保険金額 | 50万円～9億円(単位:10万円) |

※保険金額、ご契約年齢により診査が必要です。

※上記お取扱いには、エヌエヌ生命所定の制限があります。

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、エヌエヌ生命サービスセンターまでご連絡ください。

サービスセンター

0120-521-513

[受付時間] 平日 9:00～17:00(土・日・祝日および12/31～1/3を除きます。)

法人・個人事業主がご契約者となる場合のご注意事項

- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料では、参考として標準的な税務上の取扱いを記載しております。したがって、ご加入される法人・個人事業主によっては、記載した内容とは異なる経理処理が適用される場合がありますのでご注意ください。
- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料に記載されている税務上の取扱いについては、資料作成時に施行中の税制を参照し、その税制が将来にわたって適用されることと仮定して記載しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。
- ご契約された保険商品について具体的に経理処理を行う場合は、税理士などの資格を持った専門家、または所轄税務署にご相談ください。エヌエヌ生命の募集人および社員に対して、税務に関するお問い合わせをいただいた場合には、ご説明時の税制に基づき、標準的な税務取扱いについてのみご説明いたします。
- ご検討・お申込みにあたっては「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、税務のお取扱いについてご留意すべき事項をご確認ください。

ご検討・お申込みに際しましては、
「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

この商品はエヌエヌ生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

今回の保険募集業務が、お客さまと銀行などの他のお取引きに対し影響が及ぶことはありません。

〈引受保険会社〉

〈募集代理店〉

エヌエヌ生命保険株式会社

〒150-6144 東京都渋谷区渋谷2-24-12
渋谷スクランブルスクエア44F
TEL.03-6892-1986
<https://www.nnlife.co.jp>